

令和5年9月 農業委員会総会

令和5年9月5日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	綿貫	清	8番	石橋	義弘

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議	題	第1号議案	農用地利用集積計画について（1件）
		第2号議案	農地法3条許可申請について（1件）
		第3号議案	農地法5条許可申請について（2件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年9月5日（火）

中村事務局長 ただいまから令和5年9月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお疲れ様です。稲刈りシーズンで皆様お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。新任の大塚委員におかれましては今後ともよろしくお願ひします。皆様本日も慎重審議よろしくお願ひします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 飯田隆男委員、4番 綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案3件、専決処理その他となりますので、よろしくお願ひします。

相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について、事務局より説明願ひします。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について併せて説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は馬橋在住者、借受者は馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、馬橋の農地計4筆で、地目は田、面積は合計で4, 172㎡、利用計画は田です。賃借料は年30,000円です。設定期間は、10年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業

経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 実績のある会社ですので問題ないと思います。

相 京 議 長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲受人、譲渡人は共に東京都〇〇区在住者で、譲渡人は譲受人の〇となります。申請に至った経緯は、譲渡人が海外に渡航しており、かつ農業経験がないことから、実質的に譲受人

が以前から本申請地を耕作してきた経緯があり、このたび正式に所有権移転を行い権利関係を整理することが本申請の目的です。なお、譲受人は東京都〇〇〇区在住で本申請地から距離がありますが、高速道路を使用する予定のため、通勤時間は1時間以内で今後の営農に支障はないとのこと。年間労働日数についても、毎日〇〇市にある譲受人が経営する会社まで高速道路で通勤しているため、ほぼ毎日本申請地まで来て耕作することが可能とのこと。譲受人は新規就農者ですが、〇に代わって本申請地の耕作を既に開始しており、現地を確認したところ、適正に耕作されているようでした現地については本日配布したカラーコピーの写真をご覧ください。許可後は譲受人が経営する法人の従業員を労働力として考えているため、労働力の確保に問題ないとのこと。耕作に必要な農機具等の確保についても、譲受人が経営する法人でトラクター・耕作機を所有しており問題ありません。申請地は、墨の農地6筆で、地目は畑、面積は5, 246㎡です。作付作目は夏野菜・冬野菜・枝豆・タケノコ・梅で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、4ページの位置図、5ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、大塚委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 特に問題ないと思います。

相 京 議 長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 続きますして、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させていただきます。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○○区在住で、○○○○○と申します。このたび酒々井町で新規に営農するため農地法3条許可申請書を提出させていただきました。

相 京 議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 本申請地は私の○が50年位前に取得した農地で、その後私の○が相続しました。○は現在○○に住んでおり、耕作に従事できない状態です。○と農地をどうするか相談した結果、当面は私が荒廃しないように草刈りをし、野菜などを栽培しているような状態です。私は○○○○○○○○付近で会社を営んでおり、最近は午前中は会社、午後は酒々井の畑にいるような日常です。週末はほぼ農業に従事しております。労働力の確保については、私だけでなく会社の従業員、コミュニティ仲間が手伝ってくれますので人手は足りております。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

官 田 農 業 委 員 栽培した野菜等の販路についてはどうするつもりですか。

申 請 人 ○○○○○○○への出荷を考えています。現状で黒字となっていませんが、軌道に乗ったら販路について見直しを行っていきたいと思っています。

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人は〇〇市に住所を有する法人、譲渡人は〇〇市在住者です。申請地は、馬橋の農地1筆で、地目は畑、面積は1,091㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和5年11月1日着工予定、令和5年12月31日完了予定です。位置については8ページの位置図、9ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については10ページをご覧ください。事業計画については、12,13ページをご覧ください。土地の造成については特に実施せず、

切土・盛土は行いません。土地選定理由は、送電する電柱が近くにあり、地形が平坦で日照条件が良く、太陽光パネルを設置するのに適した形状であることから選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、施工中は設備搬入の車両等の出入りの際に誘導員を配置して事故防止に努めます。施工後は定期的な巡回を実施して除草や清掃を徹底します。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、隣接した場所に農地はありませんが、周辺をネットフェンスで囲うため、周辺農地への日照・通風については影響ありません。雨水は自然浸透させ、土砂等の流出はないと考えています。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 本申請地は両側を太陽光パネルに挟まれている場所で、耕作放棄地となり雑草が生えているような状態です。本申請地のみ畑として利用するのは難しいので、転用もやむを得ないと思います。

相 京 議 長 木我委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、次第にはありませんが、追加議案があるとのことです。事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 追加議案 ○○○○○による車両基地建設に係る申請について説明させていただきます。はじめに、追加議案の提出に至った経緯について説明させていただきます。本案件は当初、翌月以降の申請とする予定でしたが、書類を用意できる目処が立ったことから、9月追加議案として提出するに至ったとのことです。それでは、資料の説明をさせていただきます。本日皆様のお手元に配布した追加資料の1ページから5ページをご覧ください。譲受人は○○○○○、譲渡人は上岩橋在住者他 計26名です。申請地は、上岩橋の農地計93筆で、地目は田及び畑、面積は計54,316㎡です。申請理由は、車両の整備点検を行う施設の建設です。権利の種類は、所有権です。本申請地の立地基準については、県農地農村振興課と協議した結果、本申請地の面積が10ヘクタール未満であり、かつ線路を挟んだ隣接する農地とは分断していると判断できることから第2種農地との結論に至りました。事業計画については、6,7ページをご覧ください。また、さらに詳細な事業に至った経緯などについて○○○○○が作成した資料が8ページから10ページにありますので併せてご覧ください。こちらの詳細はこの後○○○○○担当者より説明があると思います。土地選定理由は、本申請地が既存車両基地に隣接した場所にあり、既存の線路を延伸する形での建設が可能で、周囲への影響が小さいと考えたことから選定したとのことです。詳細はこの後○○○○○担当者より説明があると思います。上水については新設道路に敷設し、既存の上水道に接続を計画しております。雨水については新設道路に敷設し、開発区域内に新設した調整池から既存の配水管に接続を計画しております。汚水については新設道路に敷設し、既存の污水管に接続を計画しております。防災計画・周辺農地への被害防除対策については、工事中は仮囲いを設置し、工事後はフェンスを設置します。隣接地で営農する○○○○氏には、仮囲い・フェンスの設置について説明済みとのことです。資金計画書については11ページをご覧ください。現時点で算出した費用は○○○○円ほどで、許可後着工、令和○○年度未完了予定です。なお、資力及び信用については、所要額を超える残高証明書及び融資意向書を用意できる見込みです。また、過去に農地転用の違反等もないことから信用性に問題はありませぬ。位置図については12ページをご覧ください。公図につい

では13ページをご覧ください。開発区域（転用予定地）は赤で塗られた場所で、全て地権者との合意に至っています。緑色で塗られた場所は〇〇〇〇氏の土地で、こちらは合意に至っていないため、この場所を除いて転用申請を提出するとのことです。土地利用計画図については14ページ・15ページをご覧ください。排水計画図については16ページ・17ページをご覧ください。周辺農地の営農条件への被害防除対策に関する図面については18ページをご覧ください。他法令関係に係る手続きについては、計画地地下に調整池を新設する過程で発生した土砂等により土地の造成を行うとしており、埋立に関する手続きは不要とのことです。道路法については、既存の道路を廃止し付替道路を設置する予定ですが、付替協議書の作成に向け〇〇〇〇〇課と協議中です。都市計画法については、開発の申請について提出に向け〇〇〇〇〇課と協議中です。また、本申請地は土地改良区の受益地となっていますが、農地転用について差し支えない旨の意見書が1地番（上岩橋〇〇〇-〇について、土地改良区負担金支払者が〇〇〇〇氏となっていて合意しておらず未手続きのため協議中）を除いて全ての土地で出ています。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請地は既に仮登記がほとんどの場所についており、地権者から〇〇〇〇〇への売却についてはほぼ合意されています。本計画についての地元説明はまだ実施されていないと聞いておりますが、早期の地元説明を要望したいと考えています。開発・道路の付け替え等の他法令関係の手続き、売買の合意が取れていない〇〇氏の農地の扱いに目処がつけば、本事業は公共事業に近い側面もありますので、早期の実施もやむを得ないのではないかと考えています。

相 京 議 長 京増委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで

何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について申請代理人を呼んでおります。始めに、整理番号1について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○○○○○○○○○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請地は1,091㎡の馬橋地区の畑で、地権者が遠方在住で農地としての活用が困難であることから太陽光発電設備への転用を検討しました。その上で、譲渡人と施工業者である○○○○○○○○○○の両者が本事業内容について合意したことから本申請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 施工業者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は千葉県内の他地域ではどの程度実績がありますか。

申 請 代 理 人 〇〇〇市・〇〇市・〇〇町で施工した実績があり稼働中となっています。

綿貫農業委員 売電価格ほどの位ですか。

申 請 代 理 人 年間〇〇〇〇円程度売電利益が出る計画となっています。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 追加議案について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 〇〇〇〇〇 〇〇部部長の〇〇と申します。本日は貴重なお時間を頂戴しありがとうございます。

申 請 人 〇〇〇〇〇 〇〇課の〇〇と申します。

申 請 人 ○○○○○ ○○課の○○と申します。4年くらい前から用地の取得に向けて動いておりました。ご質問等あればお願いします。

申 請 人 ○○○○○ ○○課の○○と申します。

申 請 人 ○○○○○ ○○課の○○○と申します。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 本申請は車両基地の拡張事業に係る農地転用5条許可申請となります。既設の車両基地は昭和○○年に完成した車両を整備する工場となっています。本申請の背景として○○○○の施策で年間発着容量を現状の○○○回から○○○回に増やし、併せて滑走路の新設するという計画があります。○○○○の計画を受け○○○○○の将来的な需要を予測すると、空港への輸送が増えていくのではないかと想定しています。それに伴い、車両基地についても現状より拡張しなければならないとの結論に至り、本計画に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 既存の車両基地と新規建設予定の車両基地の間に小さな踏切があると思います。この踏切を今後どのようにしていく予定ですか。

申 請 人 新たに車両基地を作る関係で将来的には廃止となる予定です。今後踏切の廃止に向けた手続きをしていく予定です。廃止の時期は関係機関と協議して決定していきます。

綿 貫 農 業 委 員 踏切を利用して○○○○○○○前の水田から反対側の○○・○○○地先の水田

へ耕作に向かう農家があり、踏切がなくなると不便になると思われます。既存のルートを使えなくなると大回りをしなければならないため、そのあたりの配慮をしていただくことを要望します。

京 増 農 業 委 員 土地利用計画図を見ると、開発区域の一部に営農箇所が残る予定となっています。今回の農地転用許可申請は図面にあるいくつかの営農箇所を除いて行うということによろしいですか。将来的な変更はあり得るのでしょうか。

申 請 人 本事業に向けて5年程前から本申請地の買収事業を開始し、概ね順調に買収事業は進んでおりましたが、開発後も営農を継続する予定地となっている箇所の地権者である〇〇さんは当初から反対しておりました。現在も交渉中ですが、交渉がまとまるのは難しいと思われるので、〇〇市の裁判所を通じ調停を申請する予定です。名義人は亡くなっており、名義人の〇〇とその〇・〇の4人が相続人となっていて、〇〇が地元に住んでいます。これまで〇〇〇〇と4名の相続人で交渉を継続していましたが、〇〇だけがずっと反対を続けており、他の3名は〇〇〇〇〇による買収に賛成の意思を示しています。〇〇は説得しきれないと判断したため現時点ではこの箇所を外して買収がまとまっている場所だけで開発を進めるのがベストと判断しております。調停がまとまり取得できればそちらも計画区域に含める余地があります。時期は読めませんが開発区域に含めて工事を実施したいと考えています。現在、〇〇氏は〇〇市〇〇〇地区の農家に該当地を貸し付けて耕作を依頼していますが、〇〇〇土地改良区の〇〇〇からも数区画だけ水田をずっと残されても困るといわれており、最終的には該当地も開発区域に含めていくこと以外に選択肢はないと考えられます。ただ該当地が耕作地となっている間は本計画による開発後も水が来るのを邪魔しないようパイプで営農箇所まで水が届くよう配慮しつつ、同時に取得に向け交渉していく予定です。今回は該当地を開発区域から外しますが、将来的には当該地も取得し、計画変更を行い開発区域に含めたいと考えています。

京 増 農 業 委 員 本計画の進捗がどうなっているか地元でよく聞かれるので、地元説明の機会

を設けていただきたいと思います。

申 請 人 これから施工事業者を決める段階に入っており、業者が決定すれば工事説明会という形で開催できればと思っております。

京 増 農 業 委 員 線路沿いの道路が廃止され団地側に新しい道路が新設される予定となっておりますが、新設道路は踏切付近で鋭角に曲がり踏切へ向かうような形状となっております。早朝、〇〇方面からの通勤車両等が多く混雑するので、その観点からも新設道路の形状等に配慮してもらいたいと思います。また、〇〇〇〇〇〇側から車両基地方面に下りてくる道路についても鋭角に車両基地に向かう形状となっていて、車両基地へ向かう工事車両がバックしたりするのを見かけます。一般車両の通行に支障が出る恐れがありますが改善する予定はありますか。

申 請 人 団地側の新設町道と踏切については、なるべく隅切等を実施し道路の軌跡に配慮し、可能な限り通行車両や地元の方に迷惑をかけないように、酒々井町と協力して設計したいと考えています。〇〇〇〇〇〇側から車両基地方面へ下りてくる道路は実際に今後の開発で工事車両が通る予定ですが、今後工事説明会に向けて資料等を準備し、できるだけ詳細に説明する予定です。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは採決を行います。はじめに、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 追加議案について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 追加議案につきましては許可相当とすることに決定しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

中 村 事 務 局 長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。申請者は下岩橋在住者で、届出地は下岩橋の農地1筆、登記地目は田、面積は297㎡です。届出理由は、共同住宅の建設です。備考ですが、令和5年7月4日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、14ページの位置図と15ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしく申し上げます。

相 京 議 長 次に、その他（１）基本構想の改定について、経済環境課より説明がありますのでよろしくお願いします。

（基本構想の改定についての説明）

相 京 議 長 経済環境課からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質 疑）

相 京 議 長 次に、その他（２）農業委員会だよりの発行について、事務局より説明をお願いします。

（農業委員会だよりの発行について）

相 京 議 長 事務局からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質 疑）

相 京 議 長 次に、その他（３）ふるさとまつり出展について、事務局より説明をお願いします。

（ふるさとまつり出展について）

相 京 議 長 事務局からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質 疑）

相 京 議 長 次に、その他（４）親睦会会費の集金について、事務局より説明をお願いします。

（親睦会会費の集金について）

相 京 議 長 次に、その他（５）耕作放棄地調査結果の提出について、事務局より説明をお願いします。

（耕作放棄地調査結果の提出について）

相 京 議 長 次に、その他（６）改選研修について、事務局より説明をお願いします。

（改選研修について）

相 京 議 長 次に、その他（７）その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 10月2日から5日が改選旅行で、10日が常設審議会の現地確認日となっているため、案件が出て現地確認対象となった場合に備え6日の金曜日とさせていただきます。

相 京 議 長 ただ今、6日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで9月の総会を閉会いたします。